

神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会 第3回合同開催 議事録

(事務局) ただ今より、神奈川県社会的養育推進計画の改定に係る神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会の第3回の合同開催を始めさせていただきます。委員の皆さまには、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まず、事務局からご報告申し上げます。本日は、施設里親部会は6名の委員の方にご出席いただいておりますので、当部会は成立しております。また、権利擁護部会につきましては3名の委員の方にご出席いただいておりますが、過半数を超えておりませんので、当部会は不成立であることをご報告させていただきます。

したがって、本日は施設里親部会としての開催となり、権利擁護部会の委員である、後藤委員と小村委員については、本日はオブザーバー参加としてご審議に加わってくださいますようお願いいたします。

また、前回に引き続き、各ワーキンググループの座長にもご出席いただいております。権利擁護ワーキンググループ座長の常葉大学准教授 山屋先生、自立支援ワーキンググループ座長のあすなろサポートステーション 福本所長です。施設里親ワーキンググループ座長の県児童福祉施設協議会 山川会長におかれましては所用のためご欠席となります。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、これから17時15分まで、2時間半を予定しております。

それでは、議事に入ります前に、子ども家庭課長 臼井よりご挨拶を申し上げます。

(臼井子ども家庭課長) 子ども家庭課長の臼井です。よろしくおねがいたします。

この合同部会も今回が3回目ということで、いよいよ佳境と申しますか大詰めと申しますか、これから具体的なところを作っていく段階となり、今日も大変重要な話になるかと思っております。また、先ほど瀧本の方から話がありましたけれども、今日は山屋先生と福本所長に、事務局側でご出席いただいておりますが、よろしく願いいたします。

参考資料3のとおり、国が示している策定要領の中で、指標が全部で68項目

あるということで、今回の計画を策定する上で、ひとつ大きな、我々としても非常に頭を悩ませていますけれども、これを踏まえてしっかりと計画を作りこむということになっているところです。もちろん、これは大事なポイントなので、しっかりやっていくわけですが、ただ、一方で、ではこの68項目をしっかりとやれば子どもたちにとってこの計画が本当に素晴らしいものなのか、ということでもないのかなとも思います。今もそうですけれども、やはり我々としては、現場の子どもたちはもちろん、職員の方々、そしてここにいらっしゃる各専門分野の方々から、いろいろな意見を伺って、それを踏まえて、本当に作って良かったと思えるようなものを作らなければいけない。当たり前のことですがけれども、していかないとはいけません。

先週、施設里親部会を開催させていただきました際に、里親委託率として、乳幼児は75%、学齢児は50%という国が言う目標値を踏まえて、県も今まで同じような目標値でやってきましたけれども、なかなか現状としては厳しいというお話もそこでさせていただきました。また、鶴飼委員の方から、行政という立場からするとなかなかこれぐらいというようなことは言えないということは重々承知してはいるが、それでもなお、本当に県として現実的にはどうなのかといったところも含めて示してもらわないと、聞いた計画の中身が、受け止める側にとってより現実的に目指そうというものにならないと意味がないのではないかなというようなメッセージをいただいていると思っていますし、その他にもいろいろとお話をいただいております。この後も何回かこうした場を持ちますが、今日も限られた時間ではありますが、できる限り忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

この後、我々県としては、9月の県議会において常任委員会に骨子案を報告させていただきます。さらに12月に改定素案、2月に改定案を出すというふうになっていますので、本当にお忙しい中大変だと承知はしていますけれども、引き続きご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。今日はよろしく願いいたします。

(事務局) それでは、これよりご審議いただきたいと思っております。合同開催の会議の主宰及び会務の掌理につきましては、増沢座長に委任されておりますので、増沢座長に今後の議事進行をお願いしたいと思っております。よろしく願いいた

します。

(増沢座長) 増沢と申します。よろしくお願いいたします。今日は本当に暑い日が続いていて、またお忙しい中、会議に参加していただきありがとうございます。ワーキンググループでは、本当に現状を踏まえて様々な意見を出していただき、それを今回総括していただいたということで、今日は本当に重要な会議になるのではないかなと思っております。

白井課長がおっしゃられたように、誰のための推進計画なのかという、あくまでも本当に当事者である子どものための推進計画になるようにという意味では、現状を踏まえるということが何よりも一番重要ではないかと思えます。そうしたことで、今日はたくさんの検討事項がありますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。それではまず事務局から簡単にこれまでの振り返りをお願いいたします。

(事務局) (各ワーキンググループの結果概要について説明)

(増沢座長) はい、ありがとうございます。それではワーキンググループでの議論が今回の資料に反映されているということですので、各資料について事務局から説明をお願いできますか。

(事務局) (資料1及び資料2について説明)

(増沢座長) はい、ありがとうございます。それでは資料1の構成案と、資料2の全体イメージ案についてご質問やご意見をいただきたいと思います。特に先ほどワーキンググループの報告にあった「パーマネンシー保障」と「自立」の定義については、資料2の③のところに※1と※2として提示されていますので、これについても、ご意見をいただければと思います。それでは委員の先生方、お手を挙げてご意見ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは僕の方から口火を切らしていただいて、構成案については、幅広く検討しなければいけないのでこのような構成になるということは、たぶん委員の先生方も同意していただけたところかなと思います。

全体イメージも、前回までの検討で、神奈川県は4つの柱を大事にされて検討しているということで、非常に分かりやすく整理されていると思います。

自立とパーマネンシー保障ということですが、パーマネンシー保障に

については、いろいろな見解、考え方が出て、その考え方は、以前は、家庭的養育がパーマネンシー保障の一番手と言われていて、だから家庭、次に養子縁組、そして里親、施設というような並びで、昔は特に養子縁組を優先していました。今回お示しいただいた定義は、そういう形態ではなく、関係性、アタッチメントの形成がきちんとできていて、そういう体制がずっと維持できること、途切れずに維持できていくことというふうに理解できると思いますけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

(事務局) はい、今回のワーキングでの議論を通じて、特定の誰か1か所だけに負わせるのではなく、途切れずに続くということが大事ではないかというご意見がございました。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。ということは、これは1人ではないということも意味しますよね。

(事務局) そうですね。ただ、国の策定要領におけるパーマネンシー保障とは少し違う可能性があります。

(増沢座長) もともとアタッチメント理論では、アタッチメント対象は1人ではないですね。いろいろな場面で、複数のアタッチメント対象がネットワーク、チームを組むことで、子どもの暮らし全体が安心できるものになるということが、アタッチメント理論の非常に重要な点ですが、よくそこが誤解されます。1人の人がいればそれで良いということだと、要するにお母さんだけ頑張っていれば良いとか、一般家庭でもそんな話になっていってしまいます。

このアタッチメント理論を提唱したボウルビィによると、複数の人たちがチームを組む、それはアロペアレンティングとかアロマザリングと言いますが、それによって子どもの暮らし全体が安心と安全に包まれる。それは、横軸は、例えば家庭のお母さん、お母さんがいなければお父さん、お父さんがいなければおばあちゃん、保育園に行けば保育園の先生たち、学校に行けば学校の先生というふうに、いろいろなところにアタッチメント対象がいて、それがみんなつながっているということがすごく大事です。縦軸は、過去の人ともつながりあえるという、そういうイメージでとらえるということが、神奈川県というパーマネンシー保障の理解ということで、もちろんその時に一番前線にいる方を中心にしながら、縦軸にも横軸にもアタッチメント対象がチームを組むという

ような、神奈川県は、応援チームという発想で昔からきていたのではないかと
思いますが、そのような理解で皆さんと共有できていればよろしいでしょうか。

何か、これについてご意見、ご質問があれば、是非いただきたいと思います。

(横堀委員) ただいまの増沢委員のコメントを伺いまして、パーマネンシー保障
についてと、資料1の項目建てについて意見をお出ししたいと思います。

まず、このパーマネンシー保障ですが、従前は社会的養護を必要とする子ども
もを家庭養育につなげること、中でも最も優先すべきは養子縁組という狭い概念
で、パーマネンシー保障という文言を国内では概ね使っていたと思います。

ですが狭義でなく、社会的養育推進の今回の枠組みで考えますと、社会的養
護において家庭養育を進める点にさらに加えて考える必要がありそうです。も
う少し幅広な予防的支援の観点も視野に入れ、子どもが慣れ親しんだ地域や家
庭・家族から離れないで済むための支援をすること、それもふまえた上で、や
むを得ず社会的養護に迎える要保護児童については、関係者が子どもの育ちを
つなぐことです。例えば子どもの養育者が変わっても、あるいは、先ほど乳児
院での取り組みのご説明にありましたように、例えば乳児院で一度子どもを受け
入れてから里親委託する経緯があっても、関係者・養育者がつながって、子
どもの人生をつないでいく支援をプロセスとして強化するということです。

また、待機している里親、未委託里親も含め、それぞれの地域に多様な里親
家庭が散って待っていてくれる状況も考え里親の開拓を進めていくとすれば、
子どもが慣れ親しんだ地域から離れたほうがよい事例ももちろんありますが、
何もかも失って社会的養護のもとにやってきて新たな環境の中で育つ選択肢
だけではない、新しい社会的養育のあり方を模索していく観点が、広義で幅広
にとらえた際のパーマネンシー保障の概念に入ってくると思うわけです。

ですので、神奈川県として、どのあたりまでをパーマネンシー保障という概
念に含めるのか、この計画を作るにあたって確認され文言化することも一案か
と思いましたが、お伝えします。

変わりました、資料1の計画の構成案についてです。細かいことですから、
これからの議論の中で申せばよい点かもしれませんが、2ページの改定後の項
目の「6 取組みの方向」、「社会的養護経験者等の自立支援の推進」の部分で
す。先ほど福本さんから自立支援ワーキンググループのところでお聞かせいた

だいた内容が関係してくるところです。私が1点、議論が必要とっておりますのは、今般、国が社会的養護自立支援拠点事業の実施要綱で対象者として含めている「⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者」のところ。こども基本法では、ひらがなの「こども」3文字で、子どもという人たちの年齢の上限を実質突破した格好になっておりますが、要するに18歳まで支援につながることができればよかったのだけれども、それができていなかった人たちに対して、新たにニーズキャッチし支援していくということになりますと、どのように計画に書き込めるか、ここが課題だと思うのです。

なぜかという、その方たちのニーズキャッチができていなかったからこそ支援ができていなかったということだと考えるからです。ですので、ここは関係者の新たなチャレンジとなるでしょう。社会的「養護」の推進計画ではなく社会的「養育」の推進計画であるということにもつながる大事な部分ではないかと思いましたので、今後、議論していく必要があるかと思えます。

(増沢座長) はい、とても重要なご意見を2点、本当にありがとうございました。やはりアタッチメントの継続というのは、人生の連続性ということを保証することなので、このことは措置変更の際のアタッチメントの継続性をどう支援するかということにもつながる重要なテーマになります。今日この日からプツンと次の環境にということは、これはもうその連続性を壊してしまうことなので、いかにつながるか、重ねるかが重要です。

措置委託の時には、多くの場合は別の市町村に移るわけですが、その時に、子どもと地域とのそれまでのつながりを断ち切ってしまう可能性がある。それをどのようにつないでいくソーシャルワークをするかということが重要となります。これが縦軸の連続性を保つパーマネンシーとなります。とても大事な時間軸のところのパーマネンシー保障について、ご指摘いただいたと思えます。ありがとうございます。

2つ目の、つながらなかったケースも、確かにとても大事です。これは、たぶんこの後の議論になると思いますが、どれだけいるのかという実態把握が要るし、彼らが過去にどういう支援を受けてきたのかということも実は必要。

で、さらに言うと、家があっても、家がないような、居場所のないホームレ

スの子どもたち、そういう子ども達が今非常に社会問題になっていて、その子たちがどうしてこぼれてきてしまったのかということはきちんと考える必要があるし、その子たちに心の家を作る必要がある。つまり居場所づくり。だから、諸外国は子どものホームレス対策にもものすごく取り組んでいます。そうでないと、居場所だと思って危ない人たちのところにみんな連れていかれてしまう。そうではなく、彼らがアクセスしやすい場所をどう作るのかという問題もこれは含み得ます。

他にご意見はございますでしょうか。

(佐藤委員) 今の横堀先生のお話とも関わりのあることですが、1つは、前期計画の中で、神奈川県として、この社会的養育推進計画を振り返り、課題だというふうにお考えになっているところがどこなのかということを示していくということが大事だと思います。これは増沢先生がおっしゃっている、実態を踏まえてこの計画を立てていくということともつながるかと思います。

また、社会的養育の計画なので、やはり在宅家庭支援と、それから狭義の社会的養護の接続が十分に考慮された形で計画が立てられることがパーマネンシーの保障においても重要というふうに私自身も思います。

その時に、どうしても子ども家庭福祉の実施体制上の問題として、市町村を中心として体制整備を進めなければいけない家庭支援事業の側面に関して、社会的養護の社会資源を十分に活用しないと、なかなか事業の整備そのものが難しいといった課題を地域の方々が抱えておられる実態もあると考えております。

具体的には例えば乳児院ですとか、児童養護施設、あるいは児童家庭支援センターのように、神奈川県内でそうした施設の偏在があるかどうか、なかなかサポートを得にくい市町村の方々が、今後どういった形で社会資源を確保することができるのかということは、県としては、とても大事なバックアップの1つだと思います。

市町村における計画も今ちょうど作っているところですので、この社会的養育推進計画の中でも、そういった地域での整備が進むような形での計画づくりを、是非お含みおきいただきながら、検討が進められると大変ありがたいと思っております。

(増沢座長) ありがとうございます。これもとても大切な意見だと思います。

この構成の中では、市町村子ども家庭相談体制の強化に向けた支援というところが、やはりとても大事になるということですね。要は一般の子ども家庭支援から代替養育まで、一連のこの層について、きちんと明確に現状を把握した上で、どこにどのようなサービスが必要なのかということは、市町村抜きには当然考えられないし、その市町村の体制を強化するためには、県は県の役割を果たして、市は市の役割を果たすというだけでは済まない話です。

逆に言うと、市の体制が強化充実していけば、それだけ重症化した子どもは減ることにつながる、とても重要な意見を佐藤先生がおっしゃられたと思います。

その他にも佐藤先生が、県として今、こうした推進計画の中で特に課題だと思っているところはどこなのだろうかというご質問がありましたけれども、それについて、お答えいただけますか。

(事務局) この児童福祉審議会の合同開催の第1回でも、現状と課題というところからお話を始めさせていただいて、そこで課題についても非常に多く上げさせていただいているところです。1つには、子どもの権利を守るにしても、最善の養育環境を用意するにしても、支援する側の体制の強化が非常に大きな問題になっておまして、皆さまご承知のとおり、全国的に児童相談所も増えているという状況もあり、なかなか人材確保・育成が難しいということで、民間の方もそうですけれども、どの柱に関しても、児童相談所の体制を整えるということが大きな課題になっていると、担当者としては考えております。

(臼井子ども家庭課長) 今までの前期5年間の計画についての受け止めでいうと、どうしても、子どもの居場所について、里親委託率といったすごくシンプルな形の指標で、どこで生活するかに対する数字を中心に組み立ててきたところもありませんが、そこに終始した感じがあります。

5年経ってみて、もちろん結果として頑張ってきてその数字は、若干上がってきたけれども、果たしてそれでどうだったのか。もちろんこれはこれでいいことではありますけれども、国が今回いろいろな指標をたくさん示して、それはそれで難しい部分もありますが、今までの5年間でシンプルで分かりやすかった反面、果たしてそれがどういう意味があったのだろうかというところの、

我々の中での反省というか、考えもあります。

今のパーマネンシーの話とか、いろいろな観点があると、聞きながら思ったのですが、例えば本県では、次世代育成の部署と、子ども家庭の社会的養護の持っている社会資源が違っているのですが、それを垣根を越えて、一緒に使っていくような発想にしていけないと難しくなっています。実はなかなかそこが正直難しい部分もあって、これからの5年間を考えた時に、今までの自分たちの中で当たり前と思っていた社会的養護の捉え方も、我々が気づかなかった潜在している人たちも今度は入るようになる。そうしたことも考えていくと、本当に柔軟な発想でしかもいろんな枠組みを取り払ってやっていけないのではないかと思います。

今まですごくシンプルな目的に向かってやってきたけれども、どうやってそれをいかに柔軟に、広くやっていけるか。難しいですけど、それをこの計画にどういう形で、しかも分かりやすく盛り込めるかというのを考えなければいけないなどは思っています。

(増沢座長) ありがとうございます。佐藤先生よろしいでしょうか。

(佐藤委員) ありがとうございます。今のお話はとても大事だなと思って伺っていました。特に次世代育成のところとの連携もそうですけれど、おそらく、なかなか在宅支援が届かないご家庭の子どもさんたちは、いわゆる貧困の対策のところとも結びついていけると、なかなかフォローができない方も多くおられると思います。そういう意味ではこういう計画の基本的な理念とか方向性の中に、そういう枠組みを取り払ってというお話があったと思いますが、垣根を越えていくということに関係者の皆さんにもご理解いただくというのがとても大事だなということを改めて思いました。

是非そういった計画になっていくことを、私自身も望みたいと思います。ありがとうございます。

(増沢座長) ありがとうございます。1つの機関が従来やってきたこと、そこから見えていることだけでは次の推進計画は立っていないのではないかと思います。子どもを中心に置いて、しかも子どもの人生ということを俯瞰して見た時に、機関や施設ができる更なる役割は何かという考え方で柔軟に検討することがとても大事だと思います。

予算は限られていますが、それぞれが持っているものを意外とうまくつなげて活用できてないものは、まだいっぱいあると思うんですよね。例えば佐藤先生が今おっしゃった、市町村のいろいろな在宅支援における施設の活用。もちろん施設数は少ないですが、施設は難しい子ばかり見ているわけなので、施設でできるショートステイなり、一時保護なり、そういったものは他にもあると思うんですよね。市町村からすると施設はすごく遠いところにあるように見える。。

この問題は、なかなか厳しいですよね。一番厳しいのは、市町村設置のものと、県設置のものとの垣根がすごく高い。市町村はたぶん、そんな県設置のものを活用する発想がない。県設置の施設は、児童相談所とは連携していて、児童相談所のことにはよく知っているけれども、市町村にありながら市町村のことが分かっている職員さんは、少ないように思います。

子どもも、例えば一時保護されたら、急に県の子どもになってしまうんですよね。そして施設入所になると、市町村からは消えてしまったような子どもになる。何年かすると戻ってきて、そんな子いたのかとかなどとなってしまう。

そういう、特に市と県の縦割りが大きなハードル、課題と思うところです。そこを取り払った幅広い支援がどうしたらできていくかということ、行政組織の中で考えていくのは、ものすごく難しいことだと思います。でもそこが大事になるかと思うし、また、例えば乳児院や施設が多機能化の中で提示している、ショートステイとか、そういったものが大事なモデルになるとしたら、施設がないような市町村では、あるいは保育園などがそれをモデルにしてショートステイをするようなことも考えられると思います。

ということで、認識を変えていく、意識を変えていくというのは、本当に大事だというご意見、ありがとうございます。

他はどうでしょうか。パーマネンシーについては、この共通理解で神奈川県は進んでいくということで、これでいきましょうという一定の同意を得た形で進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、自立について、きちんと居場所が確保できて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づいて社会の中で暮らせることという、これについても皆さんご意見いかがでしょうか。先ほどちょっとお話したホームレスの子ども

のところとも関係すると思います。

これも確かに、例えば施設は、自立に対するアフターフォローが義務づけられているわけです。でも、本当は地域で生きているので、地域のいろいろな人たちがつながるようソーシャルワークが大事で、ずっと施設職員がいつまでも毎月訪問して、支援しているのは施設だけというのは、本来は自然な形ではないですよ。地域のつながりをどう作っていくのかということの方がずっと大事なことだと思いますが。

一般の家庭でも、子どもが自立すると、毎月訪問する親はそういないと思います。社会的養護の子どもはそれだけ大変な事情があるということですが、逆に言うと、もう施設しかないと思ったら施設は心配なので足しげく訪問する。あるいは、あすなろサポートステーションが足しげく訪問する。本当はいろいろな方がつながることを橋渡ししてあげる必要がある。あと、どの一般家庭もそうだと思いますが、今子どもが何をしているか、どういう暮らしをしていて、どういう仕事をしていてということ、親だったら絶対知っている。

そういった意味では、毎月訪問しなさいではなくて、長期予後をきちんと把握してくださいという支援義務の方がずっと重要ではないかと思います。オブザーバーの福本さん、このような理解でよろしいでしょうか。

(福本所長) 切れ目なく重なり合うという言葉は非常にあふれてきたのですが、では具体的にそれをやれるかということ、県が地域からお預かりした子どもを、もう一度地域に返していくという意味では、やはり社会との相互作用の中で、子どもたちが地域で迷惑をかけながらも生きていく、要は僕たち社会的養護でもって自立させるのではなくて、社会と僕たちもつながりながら、相互の中でやっていくというその感覚、「社会的養育」なのに「社会」が意外とおいてけぼりになっているということ、自立支援の中ではとても感じています。社会で育てているのではなく、何かこう箱で育てている感じが強くあるので、やはり、施設から出た子どもたちの自立の難しさとは、実は家庭との分離もそうですが、地域と分離されたところをどう回復していくかということが非常に長くかかっているイメージがあります。

(増沢座長) ありがとうございます。今、要保護児童と言われている子どもが、全国で登録されている数で23万人ですが、これは1800万人の児童人口からす

るとものすごいマイノリティなんですよね。さらに、施設に行くのはその中の0.25%。マジョリティの世界では、この子どもたちのことが見えていない。そういう意味では、そういう子もいるんだ、ちゃんと目を向けて、ということ、常に社会に向けて発信することがすごく大事なのかなと思います。その辺りを推進計画の中に、社会的な啓発といったことも入れ込んでもいいのではないかと思いました。

他に、先生方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしますと、資料1と資料2については、今の意見をまたきちんと踏まえてさらに議論を進めて欲しいと思います。今日のメインのところは資料3になります。国の策定要領で指標が示されたものに対して、県の方で必要量の考え方や、その確保のために何に取り組むのかをまとめていただいている資料となります。分量が非常に多いので、神奈川県で立てられました4つの柱、権利のところと、子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進というところと、家庭と同様の環境における養育の推進というところと、自立支援というところの4つの柱に分けてご説明していただいて、質問やご意見をいただきたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

(事務局) (資料3柱1について説明)

(増沢座長) はい、ありがとうございます。柱1のところについて、ご質問ご意見をいただきたいと思います。大事なところですのでよろしくお願いします。

そうしましたら、ちょっと口火を切らせていただいてよろしいですか。イの最後のところで、援助方針づくりへの子ども自身の参画ですけれども、支援計画の作成のときの当事者の参加について、子どもが希望する形で参画とありますが、これは希望する形なのでしょうか。僕は基本にするべきだと思います。一緒に考えるのが基本で、それがかなわない子どもは、配慮するということで、要はアセスメントとか方針というのは、本来は共同作業で、親御さんも子どもも、それがまずは基本で、子どもは考えられないから、きちんと考えられる大人が考えてあげますよという考え方を切り替える必要があるわけです。自分のことを考えられるようにしていくということも意義があることなので、希望が前提ではないのではないかなと思ったのですが。

(事務局) こちらにつきましては、すみません、日本語の表現が悪かったのです

けど、手上げ制という意味での希望する形というわけではなくて、まず参画するのが前提で、参画の仕方はいろいろあるので、子どもがどういう参画の仕方を希望するのか、その希望の形で参加するという意味で「希望する形」と記載しています。

(増沢座長) なるほど、希望する枠組みの話ですね。

(事務局) どういう形でやるかというのは、会議に参加できないお子さんも当然いらっしゃるので、それは子どもの希望に沿った形でという意味で、「希望する形」という表現になっております。

(増沢座長) 子どもの立場に立って、参加できる場面をこちらが考えるということですよ。ちょっとこれは誤解が生まれてしまうかもしれない。

(事務局) 表現は改めます。

(増沢座長) はい、お願いします。他にいかがですか。では、2つ目もいいですか。子ども会議を年1回というのは、どのようなことをイメージしていますか。

(事務局) 今のところ、イメージしているのが、今回は計画を改正しますので、それについてどう思うかというのを、各施設さんから選出していただいた代表のお子さんに、例えばこういう会議室などにお集まりお話いただきながら、県のある程度の役職のメンバーがそれを聴くというのを、第1部として考えています。

第2部では、分科会のような形に分かれて、うちの施設ではこうなんだよというのを、例えばスマホのルールなど、話題ごとの分科会に分かれて、それぞれ議論し合うというか子どもたちがお話できるような、そういう場を作れるといいかなというイメージでおります。

なおかつ、年1回をイメージしていますが、今回限りということではなくて、毎年やれていけるとよいと今の時点では考えているところです。

(増沢座長) 会議ということなので、ここで何か決定事項は施策に反映させるとかそういうことにつながるのでしょうか。以前も高校生交流会とかやっていて、意見を言う場所を作ろうとけっこうやってきた歴史がありますが、そういったこととの違いは、どんなところになりますか。

(事務局) 今回県側の職員を、例えば子ども家庭課の私とかそういうレベルではなくって、部長や局長など、それなりの役職の職員をそろえたいと思っていま

す。そういう職員にも、まず子どもの声を聴いてもらって、それに対してどういことができるのかというのを、具体的に考えていけるような体制をとりたいと思っています。あとはそれをどう子どもたちに返していけるかというところもあると思います。

(増沢座長) 新しい取組みだからいろいろなことがあると思います。あと、これは施設の子どものだけに限定されるのでしょうか。

(事務局) 今のところ、施設に入っているお子さんたちと卒園した方たちにもご参加いただければなと思っていますところです。あと、里親さんのところに委託されているお子さんや里親さんのところを出た方も対象にというイメージではいるところです。

(増沢座長) 社会的養育の推進計画ということは、一応対象としては地域の要保護や要支援の子どもも本当は入ってくるじゃないですか。ただ、確かにそこで子ども会議に全員でというのはすごく難しいのですが、ただ施設の子や、狭義の社会的養育だけに限定していいのか、広げるべきなのかというのは、少し議論した方がよいかと思います。つまり、一般の子どもにとっても、こういった子どもたちの意見を聞いて欲しい。

子ども会議って、他のいろいろな国でやっているんですけど、それをすぐに日本でできるとは思いませんが、すべての子どもに立候補を求めるんですよね。それは、例えば、代替養育の里親さんの子どもであれば、その母集団における割合で定員が決まっているのですが、性的マイノリティの子どもも、障害を抱えている子どもも立候補できるという中で子ども会議が構成されるんですね。オーストラリアの例ですが、オーストラリアだと州知事もそこには参加していて、つまり県知事が参加していて、子どもの意見をきちんと聴く。それで、施策に反映させられそうなことは、いい意見だから考えるよっていうようなお答えをする。あるいは、こういうところで子どもたちが困っているということで、それに関係する部署にはその情報を伝えるよ、というようなことをやっているんですよね。

それをやると何がいいかというと、子どもがお互いの事情を知っていく。いろいろな違う子どもがいて、違うけれどもそれぞれ課題があって、子ども同士が勉強していく。大人の側も、なるほどそういうところで困っているのかとい

うことを知ることができる。だから、けっこう施策展開にも有効な意見が出てくるといふことで、展開しているんですね。立候補による選挙で決められて、賃金も出るというそんなことまでやっていて、これは、望月先生が考えられていくようなことが必要なのかもしれない。

ただ、これの問題は、社会的養護の方も同じですが、意見が言える子だけが手を挙げるということ。意見を言えない子どもが圧倒的に多いのが社会的養育の世界なので、その子たちに対してのエンパワーということを忘れてはならないです。子ども会議で聴いているからもう子どもたちのことを聴いているよというだけになると、意見を言える子と言えない子との間で争うようなことが起きて、下手すると、二分させていくような話にもなるので、ここは留意が必要なところだと思います。そういった意味で、いろいろな視点を入れながら、慎重に進める必要がある、だけど、やっていることの方向性はすごく大事なことだと思いますということでご意見を言わせていただきました。他に、この柱のところでどうでしょうか。

(佐藤委員) 柱1のアの7番目に、記録の保存期間の延長について記載があり、現行の規定上も30年保存とすることが可能と書いてありますけれども、電子化を原則としながら、しかしその出自を知る権利を保障していくという意味合いでは、時限でやっていくということはなかなか難しいところがあるのではないかと考えています。ですので、記録に関しては、できる限り子どもの状況に合わせて、これは期間を30年とおっしゃらずに、長期に保管をしていただけたらと思います。どの時点で必要になるかというのはなかなか分かりませんので、アクセスした時に、きちんとその記録がある状態というのは極めて大事なことだと思っています。

もうひとつの側面は、子どもの施策と若者の施策の接続のところもとても大事になってきているので、おそらく社会的養育推進計画も、18歳を超えた方たちの記録についても、とても重要なところだと思います。30年というのはそこを包摂できると思いますけれども、やはりできる限り柔軟にご配慮がいただけたらありがたいと思います。それが1つです。

次は、柱1のウの、子どもの権利擁護に係る環境整備のところ、児童福祉審議会の権利擁護部会に対して子ども自身から意見の申立てがあった件数と

書かれていますけれども、この申立ての件数はもちろん大切なことではありませんが、その申立てを受けて実際にどのような体制整備に結びついたかというところを見ていくということもとても大事だと思います。

これはウの2番目のところとも関わることでして、社会的養護施策の策定の際の、当事者である子どもの委員としての参画の有無ですとか、あるいはヒアリングやアンケート調査の結果の有無、ということがありますけれども、その調査を経て、どのような形で体制整備に結びついていったかということが、目標達成のための取組みのところに入ってくるということが大事かと思っています。メンバーになるだけとか意見を聞く機会だけが担保されるのではなくて、その結果どうなったかということがしっかり見据えられて、そしてそれがフィードバックされていくということも大事なことだと思いましたので、お伝えしました。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。今まで児童相談所の記録の保存期間は大体全国的に5年だったわけですよ。これを大幅に伸ばしたというのは、ものすごく素晴らしいなと思うのですが、海外の例など少し調査を入れると、ケースの中身によって変えているのではないかなと思います。親の変更があったようなケースというのはもう永遠に残すとか、重い虐待事案があった場合は特にそのまま残すとか、たぶんケースの中身によって、保存期間を変えていると思います。そうしたものも少し当たってみて、神奈川バージョン作られたら、それは素晴らしいなと思います。佐藤先生、そんなことでよろしいでしょうか。

(佐藤委員) ありがとうございます。はい、是非お願いします。

(増沢座長) ありがとうございます。それと、ヒアリングしました、その結果どういう対応をしたかというのは確かに、すごく大事かと思っています。

(後藤委員) 記録の保存ということで一言申し上げたいと思います。この前、裁判所で、子どもの裁判の記録を廃棄してしまったということで、社会的に問題になったこともありますが、私はこども医療センターに35年いて、50年前にできた病院ですが、診療録は普通5年保存と決まっていますけれども、一生保存するという画期的なスタートを切りました。当時は紙保存だったもので、事務方から、場所がない、倉庫がないということですごいプレッシャーを受けた

のですが、途中で電子化することになって、一生保存が今も続いています。基本的に一生保存というのはどうしてかということ、これは何年でいいとか誰が決めるのかということも、すごく関わってきますので、やはり基本的に電子化ができて、紙で保存しなくなった時代ですから、一生保存という形で、目標を掲げていきたい。どなたもという形で、いくべきではないかなというのが私見です。

(増沢座長) どなたでもということですがけれども、医療機関だからということもありますよね。

(後藤委員) やはり、見たいときにいつでも見られるということがとても大事なことで、これは記録がないから分かりませんでは通らないと思います。

(増沢座長) 福祉相談だと、いろいろな相談があると思うので、ここは検討ということになるのではないかなと思います。

(後藤委員) 例えば神奈川県で先進的にそういう取組みをするということがあってもいいかなと思います。

(杉山中央児童相談所長) 児童相談所の方ではたくさんのケースがあって、必要なケースはやっぱり保存すべきだと思うところはもちろんあります。それと今、虐待の通告等が入った時、すべてのケースが記録として残ります。その中で、虐待を疑う事実がないというお子さんのことも入ってきたりという中では、場合によってはその人たちがそんな記録を見相に残して欲しくないというような方もいらっしゃるのも事実というところで、すべてが残るとするのはもちろん1つの案だし、必要な記録は絶対残すべきだと思うので、それ以外をどう取捨し選択をしていくか、その部分を整理するのは、必要だと思います。

(後藤委員) 議論は必要だと思いますが、今必要だと思うことが、後になって必要ではなくなるかもしれない。今必要ではないものが後になって必要になるかもしれない。その選択が現時点ではできないと思うんですね。ですから、基本的に残すという大前提で、いろいろなことを議論していただくというのが、いいのではないかなと思います。

(増沢座長) それを前提にまず議論をするということですね。ただ、これ、国からは推進計画では上がっていなかったもので、神奈川独自の素晴らしい提案と思います。

それではちょっと時間もありますので、柱2から最後の柱4まで説明をお願いします。

(事務局) (資料3柱2から柱4について説明)

(増沢座長) はい、どうもありがとうございました。それでは柱の2から4まで通じて、皆さんの質問、ご意見をいただければと思います。

(横堀委員) ありがとうございます。まず、柱の3の「ア 子どものパーマネンシー保障のための支援体制の構築」のNo. 1、国要領番号(7)①について、児童相談所での体制整備の指標の書きぶりを見ますと、単にどのように専門チームを物理的に設置したり体制を整えたりするのかというだけでなく、ケースマネジメントの位置付けや手順の整理、実際にどのような体制で何を行っていくのかを確認したり把握したりするというような、もう少し内容につき質的な部分を確認する必要がある文言が見られます。

私が申し上げたいのは、「イ 里親等への委託の推進」の、No. 5の里親支援センターの設置数とかNo. 6の民間フォスタリング機関の設置数のあたりです。現状、県として里親センターひこばえを設置し、ひこばえでは里親支援を現に業務として行ってきています。今後、里親支援をさらにどのように体制整備していくのかという課題があるわけですが、今までやってきたその体制と内容について確認する機会にはいかがかと思います。

つまり、ただ単に指標として職員の配置数ほか、数で表せるものだけでなく、今まで船体がどういう機能を担ってきたのか、そしてこれから支援体制を作っていくのかということをやはり質的に確認する機会にしたらよいと思いましたので、申し述べたいと思います。

その考え方は、施設での子どもの養育についても重なるところです。施設の数とか入所児童数とか、数で指標を示すことが国から求められていると思いますが、どういう体制でどういう養育を施設に期待していくかを考えるには、実質的にどういう養育体制で養育をしてきたのかの確認が必要だと思います。この機会に、現状把握からこの先の指標を作っていただきたいと思いました。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。質的なところも含めて確認して欲しいというご意見です。ケアニーズの必要な子どもをどう定義するのかというのは、ずっと国でも議論しているところで、イギリス等諸外国で社会的養護の

ケアに当たっての教科書というものがありますが、そこで上がっている項目としては、まず、アタッチメントの障害を持っていて、そしてそれ故に発達ゆがみが起きている、当然トラウマも抱えているからトラウマインフォームドケアも絶対に必要です。先ほどの人材育成の項目についても、この視点は絶対に入れておかなければいけない、実は里親さんについてもこの知識が要ります。食事中のトラウマ症状も実に多い。里親支援センターがこうした点を教えられるかどうか。そういった意味では今横堀先生がおっしゃったように、ひこばえの実践を踏まえた上で、どれだけの数が必要か考える必要がある。里親さんは、委託されてから2か月程度は子どものことを毎日相談したいのだと思う。食事の様子から、お風呂に入らないのをどうするとか、気になってしょうがないと思います。1か月後に面接しますというのでは全然遅くて、欧米などでは1日24時間相談体制作るとというのが標準装備なので、それを想定して里親支援センターを作っていくということが、必要になってくると思います。そうすると、やっぱりその数ということも考えなければいけないと思います。

はい、他はどうでしょうか。

(佐藤委員) 柱2「ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化」のNo. 1に、児童相談所の管轄人口についての記載があるのですけれども、これにつきまして、人口規模で考えていただくことも、もちろんとても大事だと思うのですが、一方で、管轄しているその面積、広さによって、かなり移動の時間がかかるということがあるわけです。児童相談所のタイムスタディでも移動の時間がかなり長いということを指摘された先行研究もあったと思いますので、人口規模を配慮していただく時に、是非移動の時間についても、併せて検討してみただけならありがたいというふうに思いました。

また同じくアのNo. 4に、市町村支援児童福祉司の配置数についての記載がありますが、これは現状では1名の配置で、各所、要対協への出席等に対応できているというふうに記載があるのですけれども、こども家庭センターの設置をしてサポートプランを作りながら要対協での進行管理等もやっていく時に、スーパービジョンを受けられないという市町村はかなり多くあります。もしかすると、ここで市町村支援担当の児童福祉司さんから、スーパービジョンを受ける機会が確保できると、見守りの状態を継続しなくて済むような、ポイント

をきちんと押さえてケースが動いていくというようなことも想定できるのではないかと思います。そのあたりの県の実態がどのようになっているのかが、十分に分からないのですけれども、この配置数について考えていただくときには是非、そうしたスーパービジョンのことなども考慮していただけたらありがたいと思いました。

それから、柱2の「ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援」という項目があります。この中で、No. 6に市町村における子育て短期支援事業のことが記載されていますが、これは里親とファミリーホームの数と、それから事業量の見込みというのが、把握されるべき内容として挙げられています。これに親子ショートステイが含まれるのかどうかをお聞きしたいと思いました。これは、母子生活支援施設に、母子室などを設置しているところもあるというふうにお聞きしているので、そうした活用がもしできるようでしたら、親子ショートステイの可能性についてもここに含めていただくことができるのではないかと思います。

それから、同じくウのNo. 8に、児童相談所からの在宅指導措置委託件数というのがあります。児童家庭支援センターが主に想定されているようですけれども、これは市町村指導委託についても、含めた方がいいのではないかと私は思っています。特に、家庭復帰する時とか、一時保護が解除になる時というのは、児童福祉指導措置もあると思いますが、市町村指導委託もあってよいと思います。

もう一方で、サポートプランを作る時に、家庭支援事業の措置ができるようになっていきますけれども、それも指導委託とか指導措置と重ねてできると言われていますので、特に移行期は、そういったものを重ねて、ソフトランディングできるような形でやっていけることが、この指標の中に入ってくる必要がありますのではないかと思います。

それから、柱3の「ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築」のNo. 1で、児童相談所にパーマネンシー保障のチームを設置するとか、親子支援チームの拡充というようなことが書いてありますが、このパーマネンシー保障チームの設置については、先行している自治体の事例があると思います。このチームが設置されていても、担当者の方の1人当たりのケース数がものすごく

く多いと、とてもケースロードが難しいということもありまして、私がお聞きしている先行自治体のこういうチームのやり方ですと、だいたい1人20件ぐらいが、アクティブに動ける限度というような形で聞いていますので、先行事例を是非ご覧いただきまして、必要な配置数ですとかをご検討いただけたらとてもありがたいと思いました。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。他に、ございますでしょうか。

そうしましたら、今のことで関連してよろしいですか。佐藤先生と同じところに関連して、このパーマネンシー保障、先ほどパーマネンシーというのは、特定のアタッチメント対象との関係を切らずに、さらに増やしていくような、そんな支援ということで定義づけられたのですけれども、周産期に子どもだけの単独保護は大きな分離体験です。これは明らかにパーマネンシー保障の観点からは、よろしくない。その時に、先ほど佐藤先生のおっしゃった、ショートステイを親子一緒で行う、周産期でまだ虐待が起きていない時に親子一緒にケアするシステムを作るべきだと思うんですね。若年でひとり親家庭だと、多くは里帰りもできないと思います。里帰りできなくて、子育ては難しいですよ。そういったケースで子どもだけ保護しても、保護して家庭に戻しても完全に孤立します。そのために、後で調査のところも話が出てくるとは思いますけれども、そういうケースがどれだけいるのか把握して、親子一緒の支援を行う。先ほど母子生活支援施設のショートステイの話もありましたが、乳児院でもやれると思いますし、ファミリーホームとか里親さんでもそういうことができるところがあるかと思えます。

また、高齢の里親夫婦がおられますが、妊娠したお母さんにとっておばあちゃん的な存在ということで、そこが里帰りの場所になります。そしたらその後家に戻っても、絶対相談されるようになる。つまり、お母さんのアタッチメント対象となり、お母さんの支援のパイプもそこでできるということで、是非そうしたところに踏み込んで欲しいなと思いました。今の、佐藤先生のところに合わせた意見です。

他にどうでしょうか。これは、他にも意見があったら、後でメールとかでも出してよろしいでしょうか。

(事務局) いつもどおり、だいたい1週間程度を目途に、メールでもご意見をい

ただければと思っております。

(佐藤委員) 1点だけいいでしょうか。柱2の市町村の相談体制の強化のところに、児童発達支援センターのことは特に出てきてはいませんが、障害のある子どもさんについても、在宅家庭支援はとても大事なことだと思います。もしかしたら別の計画の中で立てられているからこの中には入っていないということなのかもしれませんが。はっきりと障害の診断がついていない子どもさんたちのケアについても、今年度から児童発達支援センターの医療型と福祉型も統合され、地域の中で中核的な相談支援の役割を果たしていくことが求められています。最後の方に障害児の入所施設のことについては、きちんと記載がありますので、障害のある子どもさんの通所や相談支援に関わるようなところについても触れていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(増沢座長) はい、ありがとうございました。今のご意見に合わせて、障害児入所施設についても小規模化とかありますけれども、社会的養護の措置の形で障害児入所のケースがかなり増えていると思います。障害児施設については、国の統計でも社会的養護から外れていますよ。神奈川県はそこを一緒に議論していく、検討していくようなことを展開した方がいいのではないかと思います。つまり、児童養護施設でも発達障害や虐待ベースの発達障害の子が結構いて、その子たちが思春期、青年期で障害児施設やグループホームに行くこともあったり、あるいはもっと手前のところでそうした子どもが障害児施設に措置されていたりということも、もう現実にならなっているので、社会的養護の必要な子どもの率について、一緒に考えていくような、そこも含めて検討するということが大事ではないかと思います。

ほかはよろしいでしょうか。後藤先生お願いします。

(後藤委員) 障害って、ひと括りにすることがとても難しいと思います。それが一番課題かなと思うんです。特に障害でも、多動や、自傷他害の障害児を受け入れるところが、今ないというのが課題だと思います。そういうのが要するに公的支援につながらない子どもたちと言うのだと思っていて、ASDが虐待の対象になることが多いのですが、そういう子たちのお母さんたちはとても困っていて、どこに行っても施設も学校も全部、集団教育ができないというのでどこも困っている。そういうところの受け手をどうするかというのはすご

い大きな課題だと思います。もう本当に、学校も施設も児相も、行政の枠も外して、オープンにして考えていかなければならない課題ではないかと思います。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。この後の実態の把握の議論でも今のところは関係するところだと思いますが、文科省の大規模な調査で、通常級にいる学習・行動の困難な子ども、つまり、知的障害の子の場合は特別支援級に行くので、そうではない通常級にいる子で、行動上の問題があつて対処困難という子どもを調査したら、全児童人口の8.8%であつたということです。これは1800万の児童人口で考えれば、だいたい160万人いる計算になります。そうすると、今、後藤先生がおっしゃったように、その子どもたちがどこに行っているのか。この調査では、その子に合わせた教育や支援が十分できてないという子が7割ほどということで、ほとんど通常級の中で、何かもうただただ困っている状態。160万人の中で、純粋な発達障害の子どもたちがもちろんいるとしても、半数以上は養育的な課題を抱えているのではないかと思います。こう考えてみると要対協の登録数が約23万と言われている状況よりずっと多いことになります。だから、後藤先生が今おっしゃったように、そこら辺の実態をきちんと把握すべきではないか、学校や保育園に尋ねれば結構見えてくるものがあるのではないかと思います。実際は23万人の登録数の5倍から10倍近くは、結構大変な子どもがいて、そうすると30人学級だったら2人か3人いるというのがたぶん実態だと思います。

他はよろしければ、最後のところにいきたいと思うのですが、その前に、一時保護の評価のところ、先ほど緊急一時保護ができる里親数ということがありましたけれど、一時保護のもう1つの機能として、アセスメントが重要な役割なので、緊急保護だけの視点ではなくて、アセスメント保護が必要な子どもはどこに行けばいいのかということも含めて考える必要があります。だから、乳児院で保護される3歳未満の子のアセスメントをしっかりと行い、そのアセスメント結果を市町村や保育園等に届けるとか、そのようなことが大事になってきます。その視点は、絶対に入れておいていただきたいと思います。

それではよろしいですかね。資料4の実態調査のところのご説明をお願いいたします。

(事務局) (資料4について説明)

(増沢座長) はい、ありがとうございます。具体的な現状把握の調査をしていくということで、とても素晴らしい取組みと思います。ご意見お願いいたします。

なければひとつよろしいでしょうか。市町村のヒアリング、ここら辺で、例えば児童養護施設等との連携へのニーズと言っても、そもそも児童養護施設や乳児院を見たことがないという職員が圧倒的に多いです。ですから、これらの施設のことをきちんと説明する必要があります。

それと、一時保護とか、ショートステイとか、施設入所が必要な潜在数を見るときしたら、素直に一時保護を必要と考える子どもたちがどのくらいいたかなど聞く必要があると思います。これは、東京都もそのような方法をとると聞いています。一時保護の判断については、キャパの問題とか優先事項の認識の違いとかいろいろあると思いますが、潜在数ということになるとそのように尋ねるべきだと思います。それと、学校や保育園がおそらくもっと、市町村でさえ把握できない子どもたちの現状を知っている。先ほどの調査を見た上で、行動上の課題を抱えている子どもの背景に養育環境の問題があると思われるケースがどれだけいると思いますかということ、全部の学校ではなくサンプルでよいので、保育園と学校に聞いて、神奈川県にそうした支援が必要な子どもがどのくらいいるのかを把握することが大事ではないかと思います。おそらく、そういった子たちが後に繁華街を徘徊するなどの問題を呈していくのだと思うんですよ。学校だけで抱えているのではなく、かといってすぐに児童相談所に一時保護ではなく、やはり市町村の中でいろいろな資源を結びつけて問題を悪化させない支援をしていく必要がある。その意味でも、是非その調査を入れて欲しいと思います。

一方で、児童相談所も、本当だったら施設や里親に措置したかったのにできないケースがある。それが潜在数ということになると思う。

はい、他に先生方どうでしょうか。

(望月委員) 専門的な先生方がたくさんいらっしゃるって、いろいろと勉強になることがたくさんあり、本当にありがたいと思っています。本日、お話を聞いていく中で、これだけの課題があり、いろいろと支援していかななくてはいけないということで、支援の担い手についてです。やはりそこは今いる方たちももち

ろんですがこれから育っていく人たち、またこの職業に就いていこうという人たち、そういう人たちがどのぐらいいるのか。そしてこういう職業に就きたいけれども、なかなか困難な事案に自分ができるのかどうかというところで言うと、やはり養成校とのつながりというものが本当にキーになってくるのではないかと考えています。

私も保育科を出て保育をしていたわけですが、養成校の先生たちも、そういう困難な道だよ、だけれどもあなたたちだったらできるよというような、そういう勇気も含めて後押しをしてもらわないと、この現場に出てこれられないのかなとも、考えております。その養成校の現状を踏まえて、そして、これだけの人数の人たちを送り出していかなければ、この課題を受けていけない、解決に導けないということは、もう今日聞いているだけでも本当に思わせられました。なので、人材の育成についても、そうした実態調査が必要なのではないかと考えております。

(増沢座長) 大事なご意見をありがとうございました。推進計画で雇用と育成というところの枠もあるので、雇用につながるような養成校へのニーズ把握とかもご検討いただきたいと思います。よく聞くのは、高校生の段階で大学に行く時には児童のことを志す学生がすごく多いといいます。ところが、養成校から出るときには、ほとんど障害・高齢の方に行ってしまう。そこに一体何があるのかということ、きちんと考える必要がある。よく養成校の先生が、実習のあり方だということをおっしゃられます。例えば、養成校と施設や児童相談所と一緒に組んでカリキュラムとかを考えていくような形になると、モチベーションがずっと上がるという、実際にそういうことをやっている施設があるんですね。その施設には本当に学生が来るんですね。

児童相談所は今ものすごく忙しくて、実習ができない状況だと思いますが、実習をモチベーションを得る機会にするという戦略は、これからは要るのではないかと考えています。根本的に養成校だけではなくて、中途採用の戦略で、イギリスでは1年間奨学金を受けて児童相談所で実習しながらスーパーバイズを受けて、座学の期間も1か月くらいは設けて、それでそのまま児童相談所に雇用されたら奨学金は払い戻さなくていいというぐらい中途採用に力を入れています。

それと育成も、スーパーバイザーの必要数ということですが、スーパーバイザーまでの育成の道筋は、以前、神奈川県はすごく立派な人材育成体系を作られましたよね。あれは今どうなっているのでしょうか。確か全国で初めてぐらいに、福祉職のキャリアラダーを含めた体系を作ったと思います。そうやって、スーパーバイザーになっていく。もっと言えば市町村や施設など人事交流しながら、他の領域を知った人間がスーパーバイザーになるとよいと思うので、そんなことも推進計画には盛り込んで欲しいと思いました。望月先生ありがとうございました。

他はどうでしょうか。横堀先生お願いします。

(横堀委員) 1点、意見を申し上げます。資料4の上から5段目に、社会的養護の施設へのヒアリングのプランが書かれています。先ほどすでに申し上げた意見につなげた意見となりますが、物理的に小規模化や地域分散化等をどう進展させているかとか、職員の人材確保育成の状況とか、数値化できるものを示すことも大事ではありますが、一方で、家庭養育推進の流れの中で施設が果たす役割とは何かを確認し、関係者から話を聞くことも大事だと思います。

施設の多機能化とか地域支援の推進等と言うと、施設が今手がけていることでは不十分で、何かを加えていかななくてはいけないといった印象が施設職員にもたらされていると思うのです。けれども、一番コアな部分は、やはり施設が果たしてきた子どもの養育機能そのものだと思います。その部分が否定されるような印象で現場にこうした検討が受けとめられるのは、調査といえどもおそらく趣旨ではないだろうと思うのです。そこで、施設が果たしてきた養育の専門性をどう認識しているかについて、やはり中身に触れる確認を計画策定に至る過程に盛り込んでいただきたいと思います。そうしたプロセスが施設の働きをこれからさらにどのように活かしていくかの模索につながっていくと思いますので、そのあたりをぜひ加えていただけたらと思います。

(増沢座長) 重要なお意見をありがとうございました。やっぱり本当に難しい子を見ているのが施設なので、その専門性が高いです。その専門性を活用しない手はないと思います。他に、こんなことも調べた方がいいということはございますか。

(佐藤委員) 私は市町村のところで、家庭支援事業の現状と必要量と記載してく

ださっているところにつきまして、いろいろと自治体の方とお話しする機会でお聞きするのは、例えば家庭支援事業の中に児童育成支援拠点事業という、しんどい状況に置かれている子どもさんたちの居場所をサポートしていく事業が今度入ってきておりますが、それについてはなかなかどういうふうに始めていいかわからないというご意見も伺うことがけっこうあります。またそれを担ってくれるところがどういうところなのかというイメージがなかなか湧きにくいということも併せてお聞きすることがありまして、先ほど増沢先生が、社会的養護の施設についてご説明するというのが大事なことなのではないかとお話してくださいました。家庭支援事業も市町村の事業ではあるのですが、今のところそうした、少しサポートが必要なところを多く感じています。特に子ども・子育て支援事業計画の第3期目を今作っているところですが、その担い手のところと、事業の趣旨のところ、どういうふうに理解したらいいかというところのサポートを必要としておられるところがおそらくあるのではないかと思いますので、ヒアリングをしていただくときにそこをご一緒に確認していただいたり、どんな担い手が県の中にあるかということについても是非情報提供などもいただけるとありがたいと思いました。必要な調査のことではなくて恐縮ですが、以上です。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。他はよろしいですか。鶴飼先生お願いします。

(鶴飼委員) 私が思っていることを横堀先生が言ってくださったのですが、基本的には推進計画について私は賛成なのですけれども、やはり施設でもいい子は育つ。それで、今は施設養育という言葉を出すと国は嫌な顔をしますけども、やはり歴史的には、そういう子どもたち、社会に通用していく子どもたちがたくさん巣立っていますので、一概に施設否定論を今回の推進計画に持つていくというのは、私はちょっとどうかなと思っています。

ちょっと話がずれてしまいますけども、やはり施設の持っている資源をどう活かすかは、これはもう施設の責任であり、トップの責任でもあると思っています。ですから、せっかくの資源があるのに、それを有効に使える施設に持つていかないと、人事の話にしても人材育成の話にしても何にしても、前には進まないと思っていますから、持つておる資源をいかに有効に今の時代に合わせ

ていくかというのがないと、なかなか推進計画をうまく進めていくのは、厄介かなと私自身は思っています。

(増沢座長) 大事なご指摘ありがとうございます。やはり大事な資源であるということなので、それは本当にきちんと活用する。少なくとも市町村の人は見えていないという状況があるので、非常に残念な話だと思います。応援こそすれ、否定してはいけないところだと思います。

ちょっとご質問になりますが、こういう調査をする時に、神奈川県独自でやるのはとても大変なわけで、どこか大学とか調査機関とコラボするようなことは考えられているのでしょうか。

(事務局) ケアリーバーの調査については、調査を行う事業者に委託することを考えています。他の調査については自前になりますけど、何かその辺り良い手があるということであれば、是非皆さま教えていただけますと大変助かります。

(増沢座長) 是非、研究機関とか、子どもの虹研修センターにも研究部署がありますので使っていただければと思います。モデル事業ということでの調査だったら可能だと思いますので、是非一緒に検討させていただければと思います。ありがとうございます。

時間になってきましたけれども、他はよろしいですか。今日は本当に貴重な意見をいただきまして、先生方ありがとうございます。まとめていくのが相当大変だと思うのですがけれども、是非またメール等でも建設的なご意見をいただければと思います。それでは、事務局にお返しいたします。

(事務局) 委員の皆さま方、大変お疲れさまでした。長時間にわたり活発なご審議ありがとうございました。なお限られた時間でのご審議でしたので、今日いただいたご意見以外にお気づきの点等ございましたら、メール等で事務局にお寄せいただければと思います。締め切りは8月7日の水曜日とさせていただきます。

実は、本日は、児童福祉審議会の委員の任期の終わりに当たっているというところでございます。継続される委員におかれましては、これから委嘱状等をお送りするところです。本日ご出席いただいております、児童福祉審議会副委員長鶴飼委員、施設里親部会長の横堀委員におかれましては、委員としては

本日が最後のご出席です。

長い間委員として本県の児童福祉行政の推進にご尽力いただき誠にありがとうございました。お二方と本日ご欠席の児童福祉審議会権利擁護部会長荒木田委員におかれましては、委員退任後も臨時委員として、計画改定までの間ご協力いただきたいと思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

今後のスケジュールですが、すでに日程調整をさせていただいております通り、10月21日月曜日の13時半から開催させていただく予定です。なお最後の開催は2月10日の月曜日を予定しております。

次回は本日ご審議いただいた内容を踏まえて改定素案を、2月の部会では改定案を提示させていただき、ご審議をお願いしたいと考えているところです。委員の皆さまに方におかれましてもお忙しいところ誠に恐縮ですが、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、神奈川県社会教育推進計画に係る神奈川県児童福祉審議会施設里親部会の第3回合同開催を終了させていただきます。本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。